

納入通知書兼領収書広告取扱契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、愛媛県立今治病院が発行する納入通知書兼領収書（以下「領収書」という。）の広告掲載取扱について、次のとおり契約を締結する

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 乙は、別紙「納入通知書兼領収書広告掲載要領」（以下「要領」という。）に基づき、領収書に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（契約金額及び契約期間）

第3条 契約金額、契約期間は、次のとおりとする。

- （1）契約金額〇〇〇〇〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇円）
- （2）契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、〇〇〇する。

（契約金額の減額）

第5条 甲は、乙の責に帰さない事由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった期間が24時間を越える毎に1日として算出した日数に応じて、第3条に定める契約金額について、日割り計算により算出した金額を減額する。

（契約金の納付方法）

第6条 乙は、領収書の広告枠の代金として、第3条に定める契約金額を、甲の発行する納入通知書により、指定する納付期限までに納入しなければならない。

2 乙は、納付期限までに納入金額を納入しないときは、遅延日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の金額が100円に満たないときはこの限りではない。

（協議による契約の解除）

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 業務を遂行することが困難であるとき。
- (4) 業務の実施に関して不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(業務委託等の禁止)

第11条 乙は、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の費用等)

第12条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第14条 この契約を締結した後、広告の掲載開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県公営企業会計規程（昭和

46年公営企業管理規程第9号)及び愛媛県会計規則(昭和45年規則第18号)によるものとし、その他この契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
公営企業管理者 山口 真司

乙